

2019年3月1日

お客様各位

福島信用金庫
理事長 樋口 郁雄

新預金商品「後見支援預金」の取扱開始について

福島信用金庫は、成年後見制度に新たな財産管理機能の提供を目的に「後見支援預金」のお取扱いを開始いたしました。

「後見支援預金」は、家庭裁判所から「指示書」が交付された方がご利用いただける普通預金です。

この預金は、すべての取引が「指示書」に従い行われるもので、財産管理の透明性が図られるものです。

詳細は、当金庫営業推進部（024—523—3664）、またはお近くの当金庫本支店窓口でもご確認いただけますので、お気軽にお問合わせ下さい。

以上